

令和8年（2026年）4月1日より

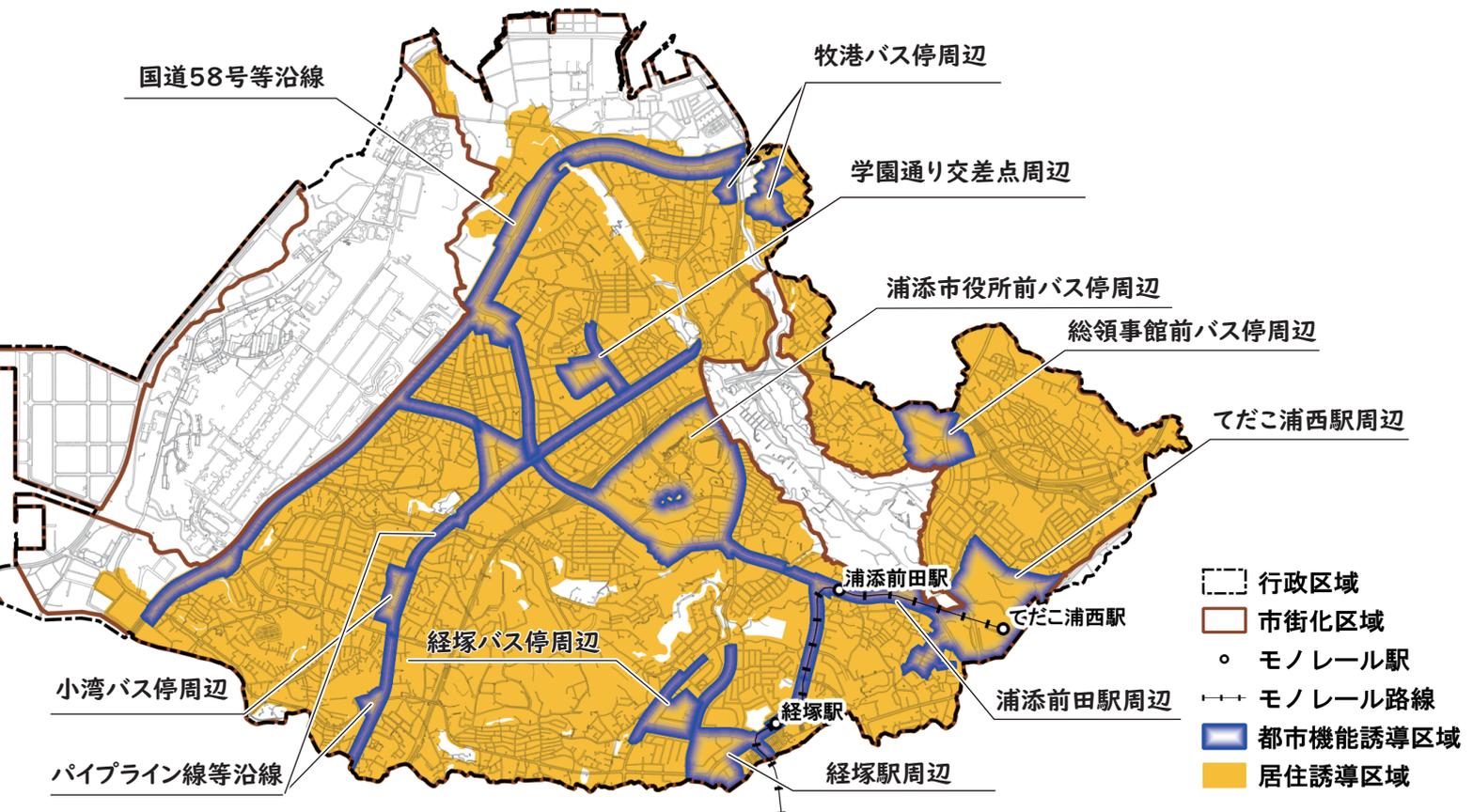
立地適正化計画にかかる届出制度が始まります

浦添市は、人口減少や少子高齢化が進む中でも、都市全体の都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図ることにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するために、都市再生特別措置法第81条第1項に基づく「浦添市立地適正化計画」を策定しました。

これに伴い、「居住誘導区域外」「都市機能誘導区域外」における一定規模の開発行為・建築等行為や「都市機能誘導区域内」における誘導施設の休廃止に届出が必要となります。

以下の行為を行う場合は、行為（工事）に着手する**30日前**までに市長へ届出が必要です。

- 届出対象1** 居住誘導区域**外**での一定規模の住宅の開発・建築等
- 届出対象2** 都市機能誘導区域**外**での誘導施設の開発・建築等
- 届出対象3** 都市機能誘導区域**内**での誘導施設の休止・廃止



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域

都市機能誘導区域

日常生活に必要な医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設の立地誘導を図り、効率的なサービス提供を図っていく区域

届出の詳細確認や書類のダウンロード先

立地適正化計画（都市再生特別措置法）に係る届出
（浦添市トップページ → カテゴリ → 目的 → 申請・届出 → 都市計画課 → 立地適正化計画【令和8年4月策定】）

問い合わせ
届出先

浦添市 都市建設部 都市計画課（窓口）市役所6階
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
TEL：098-876-1244 FAX：098-879-7138 E-mail：tosikei@city.urasoe.lg.jp



届出対象と提出書類

届出対象Ⅰ 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発・建築等

	開発行為	建築等行為
対象行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を増改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ③建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合
提出書類(2部)	<ul style="list-style-type: none"> 届出書(様式第10) 当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺1/1,000以上 設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺1/100以上 その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等) 	<ul style="list-style-type: none"> 届出書(様式第11) 敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺1/100以上 2面以上の立面図 ※縮尺1/50以上 各階平面図 ※縮尺1/50以上 その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)

届出対象Ⅱ 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等

	開発行為	開発行為以外
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合 	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を増改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
提出書類(2部)	<ul style="list-style-type: none"> 届出書(様式第18) 当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺1/1,000以上 設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺1/100以上 その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等) 	<ul style="list-style-type: none"> 届出書(様式第19) 敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺1/100以上 2面以上の立面図 ※縮尺1/50以上 各階平面図 ※縮尺1/50以上 その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図(縮尺1/100程度)、求積図(面積を確認できるもの)等)

届出対象Ⅲ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止

提出書類(2部)	<ul style="list-style-type: none"> 届出書(様式第21)
----------	--

誘導施設

誘導施設は下表のとおり、市内11箇所の都市機能誘導区域ごとに設定しています。区域と誘導施設の種類により、届出対象となるか判断されます。

例えば、「文化施設」は中心拠点(浦添市役所前バス停周辺)都市機能誘導区域及び広域拠点(浦添前田駅周辺)都市機能誘導区域の誘導施設に設定していますが、その他の都市機能誘導区域には設定していないため、広域拠点(てだこ浦西駅周辺)都市機能誘導区域等で「文化施設」が立地する場合は届出が必要となります。

○: 誘導施設

機能区分	誘導施設	中心拠点 浦添市役所前バス停	広域拠点			地域生活拠点					商業ゾーン		
			複合 てだこ浦西駅	歴史文化 浦添前田駅	国際 経塚駅	牧港バス停	学園通り交差点	小湾バス停	総領事館前バス停	経塚バス停	国道58号等沿線	バイパス線等沿線	
行政機能	市役所	○											
子育て機能	こども家庭センター	○											
商業機能	大規模小売店舗										○	○	
	スーパーマーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療機能	一般病院	○	○	○	○							○	
	一般診療所				○					○		○	
金融機能	銀行・郵便局・その他金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文化・交流機能	図書館	○											
	美術館	○											
	文化施設	○		○									
	スポーツ施設	○											

*各施設の定義は、「浦添市立地適正化計画にかかる届出の手引き」をご確認ください。

